

議案第 8 4 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 3 0 年 1 1 月 2 8 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

三田市附属機関の設置に関する条例（平成 2 1 年三田市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表市長の部三田市健康福祉審議会の項を次のように改める。

三田市健康福祉審議会	(1) 市の健康福祉施策全般に関する事項についての調査審議 (2) 三田市地域福祉審議会、三田市障害福祉審議会、三田市高齢者・介護審議会及び三田市健康審議会の調査審議に属さない健康福祉施策に関する事項についての調査審議	1 2 人以内	諮問に係る審議が終了するまで
------------	--	---------	----------------

第 2 条の表市長の部三田市健康福祉審議会の項の次に次のように加える。

三田市地域福祉審議会	市の地域福祉施策に関する事項についての調査審議	1 5 人以内	2 年
三田市障害福祉審議会	市の障害福祉施策に関する事項についての調査審議	1 5 人以内	2 年
三田市高齢者・介護審議会	(1) 市の高齢者・介護施策に関する事項についての調査審議 (2) 介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)に基づき設置する地域包括支援センターの運営に関する事項についての調査審議 (3) 介護保険法に基づき実施する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営確保に関する事項についての調査審議	1 5 人以内	2 年

三田市健康審議会	市の健康施策に関する事項についての調査審議	15人以内	2年
----------	-----------------------	-------	----

第2条の表市長の部三田市地域包括支援センター運営協議会の項及び三田市地域密着型サービス運営委員会の項を削る。

付 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。